

TMBニュース



税理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 平成 25 年 1 月 28 日発行
 有限会社トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当：
 【大阪本部】〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町 5-17 アクティ南森町 6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302
 【東京支店】〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-2-14 日本ビルディング 3 号館 3F TEL: 03-6231-1576 FAX: 03-6231-1577

平成 25 年度税制改正 【事業承継税制】

9. 事業承継税制（平成 27 年 1 月 1 日以後の相続又は贈与により取得する財産について適用）

(1) 相続財産に係る株式をその発行した非上場会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例
 適用対象者の範囲に、相続税法等において相続又は遺贈により非上場株式を取得したものとみなされる個人を加える

(2) 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、次の見直しを行う。

納税猶予の要件緩和	
後継者の親族間承継要件の廃止	<u>親族外</u> の後継者への相続又贈与についても適用対象とする
先代経営者の役員退任要件 （贈与税）の緩和	先代経営者（贈与者）は、贈与時に <u>代表者を退任</u> すれば、贈与後に引き続き役員であっても贈与税の納税猶予の適用対象とする。
取り消し事由の緩和	
給与支給の緩和	役員である贈与者が、認定会社から給与の支給等を受けた場合であっても、贈与税の納税猶予の取消事由に該当しない
雇用確保要件の緩和	現行要件「8割以上確保」を「 <u>5年平均で8割以上確保</u> 」に緩和
猶予額の再計算の特例の創設	民事再生計画等に基づき事業を再出発させる際に <u>猶予額を再評価し、一部免除</u>
納税猶予額の計算方法の見直し	先代経営者の個人債務・葬式費用を相続税の課税価格から控除する場合には、非上場株式等以外の財産の価額から控除し、相続税額の計算に反映されやすくする
手続きの簡素化	
猶予制度選択を簡略化	株券不発行会社は一定要件の下、株券を発行しなくても <u>担保提供を可能</u> とする
提出書類の簡略化	相続税等の申告書、継続届出書等に係る <u>添付書類を大幅に減量</u>
猶予額に対する延納・物納の適用	一定の事由により、経済産業大臣の認定が取り消された場合において猶予額を納付しなければならないときには、 <u>延納又は物納の適用を可能</u> とする
利子税の軽減	・ 猶予期間に係る利子税率を引き下げ（現行 2.1% 0.9%） ・ 納税猶予期間が 5 年を超える場合には、 <u>事業承継期間（5 年間）の利子税を免除</u>
事前確認制度の廃止	相続又は贈与前の経済産業大臣による <u>事前確認を不要</u> とする
その他	
・ 資産管理会社等の要件の見直した上で、資産管理会社に該当する場合で上場株式等（1 銘柄 3 % 以上）保有するときは、その猶予税額の計算上、その上場株式等相当額は算入しない ・ 総収入金額の計算方法の見直し	